

# ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会  
 連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101  
 サポートねりま内  
 TEL 03-3994-2088  
 E-mail：[support@nerimaunion.org](mailto:support@nerimaunion.org)  
 HP：[www.nerimaunion.or/](http://www.nerimaunion.or/)

練馬全労協第23回大会開催される

## 「不当解雇の金銭解決」「8時間労働時間制の否定」と闘う

7月11日（火）練馬区勤労福祉会館で、練馬全労協第23回大会が役員・代議員合わせて約50名の参加で開催されました。大会は議長に清掃練馬総支部の加藤さんを選出し、練馬全労協三澤議長からの大会挨拶を受け始まりました。来賓の方々が大勢参加して下さい、それぞれからお祝いの言葉をいただきました。来賓は、東京全労協大森議長、北部労協小泉議長、練馬区労協山本議長、練馬労連金田議長、東京土建練馬支部上原執行委員長の皆さんです。また多くの団体からも大会のお祝いのメッセージをいただきました。

真下事務局長による経過報告後に、今回新たに練馬全労協に加盟した「りっこう幼稚園労働組合」と「創生ケア・ユニオン」の紹介と挨拶があり、大会参加者一同盛大な拍手で歓迎の意を示しました。鈴木会計から2016年度会計決算報告、2017年度会計予算（案）、奥山副議長から2017年度活動方針（案）の提案がされました。

方針（案）の「はじめに」では以下のとおり練馬全労協の今後の活動方向を述べています。

「安倍首相は、昨年参院選挙において「3分の2」の議席を確保し改憲案の国会発議に必要な政治的条件を手に入れた。アベノミクス破綻の反省もなく労働法制改悪と福祉切り捨てを進め、貧困と格差拡大には目もくれず、大企業奉仕の政策は変わらない。辺野古新基地・原発再稼働・戦争法反対の世論の高まりを恐れ、国民の手足を縛り監視社会を目指す「共謀罪」は、組織的犯罪集団や一般市民の区別なく、闘う労働組合、市民団体、住民団体は処罰の対象となるだろう。練馬全労協は「戦争法NO！練馬実行委員会」や地域の労働団体、市民団体との共闘を強め、「戦争法廃案」「共謀罪廃案」に向けた行動に多くの力を注いできました。とりわけ労働法制改悪反対や最低賃金底上げの為に、練

馬区内の駅頭宣伝をしてきた。今後は政府の押し進める「働き方改革」に反対し、「不当解雇の金銭解決」「8時間労働時間制の否定」を進める雇用維持型から雇用流動化型へと政策転換し、「正社員」消滅政策、一生涯派遣労働者の道に進めようとしている。練馬全労協は多くの仲間と連帯し、職場と地域から全力で闘うことを確認する。」

各単組発言、質疑の後に2016年度活動報告、決算報告、2017年度活動方針案、予算案を一括で採決し、すべての案件が満場一致で承認されました。その後矢内副議長から2017年度役員提案があり承認され2017年度の練馬全労協の活動の体制が確立しました。

最後に大会宣言・大会スローガンを確認し、団結ガンバローで閉会しました。大会参加の皆さんお疲れ様でした。

### 練馬全労協2017年度役員体制

議長

三澤昌樹（練馬区非常勤職員労働組合）

副議長

奥山信義（NTT関連合同労働組合東京支部）

矢内幸夫（練馬区職員労働組合）

富田文明（全水道東京水道労働組合練馬地区協）

事務局長

真下宗治（東京清掃労働組合練馬総支部）

事務局次長

北村隆志（東京清掃労働組合練馬総支部）

小島郁久（練馬地域ユニオン）

会計

鈴木安友（練馬地域ユニオン）

（文責・練馬全労協教育宣伝部）



## 原水禁大会に参加して

練馬地域ユニオン

小林 聖子

近年、ウサギ島として観光客に人気の大久野島を最初に知ったのは、もう10年ほど前になります。

当時、インターネットで廃墟を扱うサイトに載っていた島の紹介文には、旧日本軍の毒ガス工場跡地との解説がありました。

写真で見る貯蔵庫や砲台跡、発電所などの遺構は色褪せて朽ち、過去の遺物として紹介されていたのです。（やはり軍艦島の名で最近取り上げられることの多い海中炭鉱の端島も、この頃に廃墟の島として知りました。）

事前に大久野島の経歴を簡単に知っていたにもかかわらず、実際にその場所に立つと大分印象が変わります。

雨合羽みたいにペラペラの防護服や、これで一体何を防げるのか、目の粗い木綿のマスクには、安全性を度外視した人の命のなんと安い事だろうか。

汚染された土壌のせいで、今でもこの島の水は飲む事ができません。島の外から船で運ばれているそうです。植え込みの陰や歩道の端に、水の入った器が点々と置かれているのも、ウサギのために汲み置きしているのかと納得しました。その場に足を運んで初めて思い知る、仮想ではない、実在するリアル＝現実を見せつけられたのも、フクシマへ行って以来です。



写真だけでは判らなかった、平和記念資料館でみた、亡くなった被爆者の年齢とそぐわない小さな国民服も、当時の子供の栄養状態からくる体の小ささ故なのでしょう。

母親としてこの年齢の男の子に服を選ぶなら、もっと丈も幅も大きな服を着せるだろうと思ったり。また若い女性の焦げたワンピースを見て、はにかみ裾をひるがえす娘の姿が重なって見える気がしたり。

どの家の誰のアルバムにもあるような、古い集合写真ゆえに感じる既視感や、みなれた生活遺品の数々に、どうしても身近な人を投影してしまうのです。

皆、誰かの父であり、母であり、子供であ

ったことだろう、と。

台風の心配をよそに今年の8月6日も、例年にもれず暑い朝を迎えました。

想像していた厳粛な雰囲気とは反対に、平和記念公園一带は、拡声器の音と各地名・色とりどりの旗、また人の波ではぐれそうな勢いでした。

式典の会場の隅につくころには、高い気温と陽射しに疲労を感じていましたが、ボランティアの方のくださる凍ったおしぼりに心地ついたものです。

園内に数多く設置された中継用のモニターには、人垣で見えない、すぐそばで行われている式典が映されていました。

画面を注視する人々の目は、おとなも、子どもも、性別も、話す言葉もちがう様々な人たちの、共通の願いが何であるのかを知らしめていたと思います。

人懐こく愛らしいウサギと、大久野島の持つ悲惨な歴史とのギャップ。

市街ですれ違う人々の、または式典で黙とうを捧げる人たちの横顔に内包する過去の傷を思うと、永く続く平和を願わずにはいられません。

市内を走る路面電車にゆられて駅に向かう道すがら、ふと黒く焦げた車両の写真が頭をよぎり、きっとあの日も変わらぬ朝を迎え乗車していた人たちがいただろうと考える。

当時その瞬間まで変わらぬ日常を営んでいた人たちの、奪われた悲しみを思えば、二度と繰り返してはいけなさと強く思うのです。

今回、ヒロシマを訪れる機会を得て体験させていただけたことは、とても良い経験になりました。詳しく聞ける解説も、曖昧な記憶違いや認識を新しくする良い機会だったと思います。

実際にその場所を訪れてこそ得られる貴重な経験を、次の世代を担う子供たちに与えて下さることも感謝いたします。

どうもありがとうございました。



# 練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ 6

## ☆労働相談：パートタイム労働者の雇用契約書の変更

有期雇用の契約期間中に雇用契約の変更を求められた。

## ☆回答：パートタイム労働者への労働関係法規の適用

パートタイム労働者も、正規労働者と同じく「労働者」であるから、等しく労契法、労基法、労組法その他労働関係法規（均等法、最低賃金法、労働安全衛生法、賃確法、労災保険法、育児介護休業法等）の適用を受ける。

このようなトラブルを防ぐため、労働基準法

第15条では、使用者に対して労働契約を結ぶときには労働条件を明らかにすることを義務付けている。特に①～⑥の事項については、書面を交付しなければなりません。（同法施行規則第5条）

### 【明示しなければならない労働条件】

（書面で明示しなければならない事項）

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③仕事をする場所、仕事の内容
- ④仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、

休憩時間、休日・休暇、就業時転換（交替勤務のローテーション等）

- ⑤賃金の決定、計算と支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ⑥退職（解雇の事由を含む）

## ☆有期労働契約の終了

（民法第628条、労働契約法第17条、19条、労働基準法第137条）

労働者と使用者は、お互いに契約期間を誠実に守る義務があり、有期労働契約の場合には、客観的に合理的な理由と、社会通念上相当であると認められる理由がなければ契約期間中の途中で退職、解雇をすることはできないとされています。

また、契約期間満了による雇止めであっても、一定の場合には、認められないことがあります。

（参考資料：労働事件ハンドブック 2015年第二東京弁護士会労働問題検討委員会）

（参考資料：ポケット労働法 2016年東京都産業労働局）



## 運動のすすめ

### GI値を知って糖尿病を予防しよう

2016年に厚生労働省が実施した国民健康・栄養調査で、糖尿病が強く疑われる成人の推計が1,000万人に上ることがわかりました。この結果は前回（2012年）の調査より、50万人増えており、過去最多となりました。

生活習慣病の一つである2型糖尿病は、初期にはほとんど自覚症状が無いことから「サイレントキラー」と呼ばれており、重症化すると血管のダメージにより網膜症や腎症、手足の末梢神経障害等の合併症を引き起こすとされています。今回は糖尿病の予防や食事療法に役立つ「GI値」について取り上げていきます。

糖尿病とは、血液に含まれる糖分（血糖）がエネルギーとしてうまく使われなくなる事により、血糖値が高くなる病気です。血糖値は、食事をはじめ様々な要因によって変動していますが、膵臓から分泌される血糖値を下げるホルモン「インスリン」が上手く働かなくなる事で、「定量を超えて高い状態が続いてしまいます。これには、不規則な食生活や栄養が偏った食事の摂りすぎ等によって、糖分の処理が追いつかなくなり、やがてインスリン分泌が少なくなってしまう事が原因の一つとして挙げられるので、食事による血糖上昇を抑えることが予防と改善に繋がります。

ポイントとなるのは食後血糖値の上昇度を示す指標であるGI値「グリセミック・インデックス」です。GI値の高い食品は、単品で摂取すると一気に血糖値を上昇させてしまいますが、逆に低い食品では血糖値の上昇が穏やかになるため、多量のインスリン分泌による膵臓の負担を抑える事になります。

一般的に、白米や白パン・もち・砂糖といった「白い糖質」は高GI、食物繊維を多く含む玄米や大麦・雑穀・全粒粉、パスタやそば等のような「茶色っぽい糖質」は低GIの傾向にあります。糖尿病等の疾病予防や健康維持のために、今後は食べる量だけでなく糖質のGI値も気にかけてみてはいかがでしょうか。

特定非営利活動法人 ヘルスマラソンクラブ

## ＜労基法 20 条裁判＞メトロコマース事件の控訴審はじまる

7月10日10時半から東京高裁でメトロコマースの非正規差別を問う控訴審があった。東京東部労組メトロコマース支部の原告たちと支援の仲間たちは8時半から1時間裁判所前行動を行い、裁判開始を待った。控訴審は1回で結審という恐れもあったが、弁護団と原告らの準備

で次回期日は10月16日(月)10時半と決まった。法廷では滝沢弁護士が地裁判決の問題点を具体的に指摘し十分な審理を求めた。ついで原告を代表して後呂さんが裁判にかける思いを陳述した。とても素晴らしい陳述だった。

### 正義の判決をとメトロコマース支部、<sup>うしろ</sup>後呂 良子さんが意見陳述

一審判決は、何一つ納得できるものではありませんでした。川神裁判長、松田裁判官、森裁判官に切に聞いてほしいこと、想像してほしいことがあります。（中略）

私たち契約社員Bの販売員は開店時間の、遅くとも30分前には出勤して新聞・雑誌などの検品・納品作業をやってきました。私は雑誌の種類が多い売店勤務でしたので、1時間前には出勤して働いていました。私たちが組合を立ち上げて30分前を開店準備時間として会社に認めさせるまで、平成8年から平成21年までの約14年間、販売員は皆、開店30分前には出勤して開店時間まで無給で働いてきました。その間、会社はずっと見て見ぬふりでした。

そして会社は、今年の3月31日をもって私たちが働いてきた直営売店をすべてなくして、コンビニ型のローソンメトロスとして27店舗と、新聞・雑誌・タバコを取り扱わない土産物店5店舗に切り替えて営業しています。

私は、この1年間に昨年5月までは直営売店の茗荷谷店、昨年10月までは直営売店の豊洲店、今年の3月までは直営売店の渋谷ホーム店、今年の4月までは直営売店の表参道みやげ店、そして今年5月からは永田町東ホームみやげ店に勤務しています。今までの直営店では、雨の日も風の日も雪の日も始発電車に乗り、この10年間、一日も遅刻することなく店を開けてきましたが、もうその売店はありません。会社は今までの売店をなく

すことで、20年間、契約社員Bを差別し続けた実態までも、なかったことにしようとしています。今回、DVDを証拠として提出したのは、その中に私たちの働いてきた実態が写っているからです。

私たち契約社員Bの販売員が雇い止めを恐れながら、65歳まで契約更新を繰り返し、正社員と同じ売店でずっとずっと長い間、ガマンして働き続けてきた実態、差別され続けてきた積年の思いを、裁判長・裁判官の皆さんに知ってもらいたい、想像してもらいたいのです。おかしいことをおかしいと言える社会であってほしいです。

全国に200万人いる非正規の労働者は疲れきって声を上げることもできません。こんな世の中に歯止めをかけてください。おかしいことをおかしいと判決してください。私達は小さい時から裁判所は正義の味方だと思ってきました。だからお金も時間もないのに借金して命がけて提訴しました。裁判所の判決は社会を変えることができます。

裁判長・裁判官の皆さんの心ある判決を私達は期待しています。不可能を可能にする、正義ある判決をお願い致します。私たち非正規労働者の実態に真摯に向き合って判決してください。

**第2回控訴審は10月16日(月)10時半から行われました。次回は11月28日、今後の進行協議（非公開）がおこなわれます。**



写真出所 全国一般東京東部労組 web ニュース